

七宗町森林整備変更計画（案）の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3号の規定により、七宗町森林整備計画を変更したいので同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧する。

なお、七宗町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が終了する日までに七宗町長に対し、理由を付した文章をもって、意見書を提出することができる。

平成22年 1月12日

七宗町長 井戸 敬二

縦覧場所	縦覧期間
七宗町役場農林建設課林務係	自 平成22年 1月12日 至 平成22年 2月12日

七宗町森林整備計画変更計画（案）縦覧台帳

縦覧期間

平成22年 1月12日

平成22年 2月12日

七宗町森林整備変更計画（案）縦覧台帳

氏名	
住所	
意見記入欄	